

全印度(土侯國を含む)	13.9	11.1
ビルマ	51.0	11.11

(The Year Book of Education, 1932, The Key of Progress, 1930 頁)

註 ビルマに於いて有筆者の高率なのは佛教僧侶のお蔭である。

凡そ印度に於ける多くの初等學校は讀・書・算を教へ、特に文盲者の撲滅を主要なる目標としてゐるに拘らず事實は右の如く不成績である。これでは印度は世界無比の文盲國であるといはれても仕方がなからう。特に女子の文盲者九十八パーセントといふに至つては實に驚くの外はない。更に印度土侯國の中には一層甚だしいものもある。例へばハイデラバードの如きは有筆者僅かに男子五・七パーセント、女子〇・八パーセントの少數であり、最も極端な例を示せば、カシミールに於ける有筆者は男子四・六パーセント、女子〇・三パーセントである。併し土侯國の中にもトラヴァンコー(Travancore)の如く、有筆者男子三八・〇パーセント、女子一七・三パーセントいふ全印度を通じて最も優秀な成績を収めてゐる國もあるが、これはキリスト教徒の多い關係である(コーチンCochin)も同じ理由で成績がよい)。左に印度土侯國に於ける有筆者の割合を掲げる。

印度土侯國有筆者調(一九二一年)

トラヴァンコー	(男) 38.0%	(女) 17.3%
コーチン	31.7	11.5

ポロダ	24.0	4.7
マイソール	14.3	2.2
ハイデラバード	5.7	0.8
カシミール	4.6	0.3

(The Year Book of Education 1932 頁)

註 ポロダでは一九九三年に初等教育の義務制が布かれてゐる。

以上は有筆者数の百分比を男女別にして示したが、男女を合せた全印度の有筆者数は一九二一年國勢調査に於いては七・二パーセントとなつた。これを實數にて表せば左の如くである。

有筆者及び無筆者人口(一九二一年)	22,600,000人
有筆者	2,964,000
無筆者	19,636,000

(Das Britische Erziehungswesen in Indien, 1932 頁)

初等教育の現状

初等學校は大體極く質素な煉瓦造り又は茅葺で、教員は二學級乃至四學級を同時に受持つてゐるが、初等學校の約六割は所謂單級學校(Single-teacher school)である。尤も四學級位の學校で三人又は四人の教員を有するものもあるが、僅か二學級しか有つてゐない學校が多い。學科目に就いて云へば、従來は精々讀・書・算に過ぎ

なかつたが、現在はその上に地理・農牧・體操・實習・測量・衛生・圖畫・歴史・唱歌等の中のいくつかを追加されてゐる。但し各州により、また都鄙によつて大いに趣を異にし、時には英語・ペルシャ語・手工等を隨意科目として課してゐる州もある。併し初等學校の中には教育の偽飾としか思はれないものがあり、かかる學校に於いては教師の知識は殆ど生徒と異なるところがない。土語系統の學校の王座は下級中學校たる土語中學校(Middle vernacular school)であるが、初等學校の良否はこの種の學校に依存する所が大である。何となれば土語中學校が最良の有資格教員を提供するからである。然るに一般に親達が土語中學校よりも英土語中學校(Anglo-vernacular school)を好むといふ事實の前に、土語中學校の正しい發展が阻止されてゐる。これは俸給生活者としてたとひ生嚼りでも英語を知つてゐることが便利であることにも由來してゐるが、初等學校教員の俸給が餘りにも薄給であることにも因る。

(一) 初等教員の俸給

印度人初等教員は恐らく世界中で最低の俸給生活者であらう。即ちベンガル州に於ける教員の一月俸給平均は八ルピー六アナス(十二志六片)であり、チャッタゴン區(Chittagong division)に於いては僅か三ルピーであつた(尤も兒童の父兄から若干の收入があるやうである)。ボンベイ州に於いては月平均俸給が四十七ルピーとなつてゐるが、これは恐らく中學程度の學級を併置せる初等學校を含んでゐるのであらう。左に各州の例を掲げる。

各州初等學校教員俸給 (平均月額) (單位ルピー、一ルピーは一志六片)

ボンベイ州 四七・〇〇

バンジャラ州	二五・五〇
中央州	二四・五〇
聯合州	一八・五〇
マドラス州	一五・二五
アッサム州	一四・二五
ビハール及びオリッサ	一一・三一
ベンガル州	八・三七

(The Year Book of Education 1932 4a)

(二) 兒童就學率及び退學率

初等學校年齢を六歳より十一歳までとし、一九二一年國勢調査の數字を用ひるならば、初等學校男女兒童の就學率は左の如くである。

初等學校就學率

(The Year Book of Education, 1932 4a)

	(男)	(女)
一九一七年	三〇・三%	六・七%
一九二二年	三一・五%	七・七%
一九二七年	四二・一%	一〇・四%
五、初等教育		三八九

右の表によれば一九二七年の就學率が急激に増加してゐるが、これは少し高率に過ぎてゐる。一九二二年の印度總人口三億二千萬は一九三一年には三億五千萬餘に増加してゐるからこれを考慮すべきである。尙右の一九二七年就學率の内譯各州別を示せば左の如くである。

各州別就學率（一九二七年）

州名	就學率	
	(男)	(女)
マドラス州	五九・〇%	一七・五%
ボンベイ州	四九・二	一六・八
ペナルガール州	四五・一	一三・二
聯合州	三〇・五	三・九
パンジヤブ州	四四・七	六・八
ビハール及オリッサ州	三七・三	四・八
中央州及びベラール	三〇・七	四・三
アッサム	三六・四	六・八

(Interim Report of the Indian Statutory Commission, I 39)

右に於いて明らかなる如く、印度に於ける初等學校就學状態は極めて悪く、一九二七年に於ける男女平均就學率は約二六パーセントとなる。従つて残る約七四パーセントの男女は初等教育さへ受けず、所謂「あき盲」の儘

放置せられてゐる譯である。洵に驚くの外はない。特に女子の就學率一〇・四パーセントといふに至つては實に啞然たらざるを得ない。加之統計の示す所によれば斯くの如き少數の就學者の中、義務教育を完全に果す者はその約一八パーセントに過ぎない（男子二四、女子一二パーセント）といふ状態である（左表参照）。曩に印度（英領印度）に於ける文盲者は約九二パーセント（男子は約八六、女子は九二パーセント）の多きを占めてゐる事實を指摘したが、今や文盲の事實は就學率及び退學率を示すことによつて略々明らかとなつた。左に初等學校中途退學状況の一例を掲げておかう。

初等學校中途退學状況

年目	在學者	退學者				
		マドラス	ボンベイ	ベンガル	パンジヤブ	英領印度
第一學年 （一九三〇—三一）	男	九五三、七一	二九六、二五二	九〇一、三五一	三九六、七八九	三、九〇六、三二〇
	女	四二三、七三二	一二四、〇八九	三五七、九三八	七七、八三三	一、三六〇、二五九
第二學年 （一九三一—三二）	男	四〇二、九八五	一五五、七四五	三六一、五六三	一八二、八九八	一、七〇九、六〇八
	女	一三〇、〇六一	四九、六七四	九〇、四八七	二三、一七〇	四〇一、二一八
第三學年 （一九三二—三三）	男	三〇二、三三〇	一四二、〇八七	二四七、四九三	一二四、四四七	一、二六五、八七六
	女	八八、九四一	四〇、三四二	四七、一二八	一七、七六一	二六七、五〇四
第四學年 （一九三三—三四）	男	二六一、二二五	一一八、三九八	一二三、〇九四	九九、二八九	九一八、三二三
	女	六二、八二九	三〇、四二八	一一、八五五	一四、〇九七	一六一、六二七

第五年目 在學者(一九三四—三五)		第四年目 在學者(一九三三—三四)		第三年目 在學者(一九三二—三三)		第二年目 在學者(一九三一—三二)		第一年目 在學者(一九三〇—三一)	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一〇六、〇二七	三〇、三〇四	二二、六一四	八、七一	一一、六九九	六四、〇六〇	六一六、三〇一	一〇五、五〇八	一〇〇%	一〇〇%
一〇六、〇二七	三〇、三〇四	二二、六一四	八、七一	一一、六九九	六四、〇六〇	六一六、三〇一	一〇五、五〇八	一〇〇%	一〇〇%
一〇六、〇二七	三〇、三〇四	二二、六一四	八、七一	一一、六九九	六四、〇六〇	六一六、三〇一	一〇五、五〇八	一〇〇%	一〇〇%
一〇六、〇二七	三〇、三〇四	二二、六一四	八、七一	一一、六九九	六四、〇六〇	六一六、三〇一	一〇五、五〇八	一〇〇%	一〇〇%

(Educational Year Book, 1937 Year 2)

右の表に於いて第四學年までを初等學校程度とすれば、英領印度に於ける初等學校の修了者は男子に在つては入學者の二四パーセント、女子に在つては僅かに一二パーセントの少數に過ぎない。即ち中途退學者数は男子七六パーセント、女子八八パーセントの多數に上り、彼等はいづれも無學のまま社會に投げ出されてゐるといふ慘憺たる状態にある。かくの如き中途退學者の高率は、その由つて來る所は種々あるであらうが、或る者はこれを教員の質的低劣に歸し(正規の訓練を受けた教員数は男子初等學校に在つては五五・一パーセント、女子初等學校に在つては五五・三パーセントに過ぎない)。(Educational Year Book, 1937 p. 219) 或る者は民衆の貧困に因るものとなし、又或る者は教育に對する民衆の無理解に基づくものなることを強調してゐる。これ等はいづれ

も皆正しいのであるが、更に又英國が印度の初等教育に對して熱意を缺き、或ひは英語系統の學校にのみ着眼して土語系統の學校を輕んずるの結果に因ることを擧げなければならぬ。尙印度婦人の早婚は中途退學に關係あるのみならず、廣く女子教育上の不成績(例へば有筆者就學者が男子に比し甚だしく悪いこと)の因を成してゐることに注意すべきである。印度婦人の早婚は有名であるが、十歳以下で結婚する女子は二三萬人を算し、娘達の約半數は十五歳以下で結婚するといはれてゐる(Das Britische Erziehungswesen in Indien, 1932, p. 112 脚註)。これを實數を以て州別に示せば左の如くである。

十五歳以下の既婚婦人數 (一九二一年)	
マドラス	五三四、六四九
ベンガル	四七二、六一八
聯合州	一、〇八七、三七九
パンジャブ	二四一、七四六
ビハール及オリッサ	八六一、二一〇
中央州及オリッサ	三八六、九五九
アッサム	九五、七四七

註 早婚の惡習を法的に禁止せんとする運動が一九二七年來頗に盛んとなり、遂に一九二五年のサーダール法(Sarda Act)は女子十四歳、男子十八歳を以て結婚最低年齢とした。

(三) 初等教育の義務制

初等教育(大體六歳より十歳に至る四ケ年)を義務制とする法案は一九一一年ゴケール(G. K. Gokhale)に

よつて初めて中央議會 (Imperial Legislative Council) に提出せられたが、政府は主として經濟的理由よりこれを採擇しなかつた。併しその趣旨はすべての政治家によつて認められ、義務教育制度に對する要望も亦極めて切なるものがあつた。偶々一九一九年の憲法改正の結果、教育事項が州移管となるや、各州は競つて皆義務教育制度を採用するに至つた。併し實際に義務制を實施した地域は少なかつた。即ちその後二十二年を経た一九三一年度の統計に於いても義務制を實施してゐる地域は都市一五三、町村三、三九二の少數に過ぎない。これを各州別に見ればパンジャブ州が最多數を占め、次いで中央州、聯合州、マドラス州の順序となり、その他の州はほんの申譯の程度である。この四州を主として義務制實施地域數を掲ぐれば左の如くである。

義務教育實施狀態 (一九三一年度)

	實施都市數	實施町村數
パンジャブ州	五四	二、九二四
中央州及ベラー州	二四	四二二
聯合州	三七	二四
マドラス州	二五	七
その他	一三	一五
計	一五三	三、三九二

(The Indian Year Book 1934-35, p. 4a)

註 パンジャブ州は一九一九年初等教育法を公布して義務教育制度を布き、次の三つの實施方策を行つて効果を擧げた。即ち

- (一) 二學級學校を四學級學校と聯絡せしめ、後には六學級學校とも聯絡せしめ、
- (二) 初等學校教員の一部に對して農學的訓練を施し、依つて以て初等教育に農村的色彩を施し、
- (三) 土語中學校 (Middle School) を強化擴充して、その中より初等學校教員を募集し、又土語中學校の師範學級 (Training class) に於いて初等學校教員を養成した。

斯くしてパンジャブ州の初等學校兒童數は一九一七年に約三十六萬人であつたのが、十年後の一九二七年には殆ど八十萬に達せんとする激増振りを示したのである。(The Year Book of Education, 1927, p. 692 参照)

要するに義務教育制度の導入せられた一九一九年を境として、各州に於ける初等教育制度は漸次整備せられつつありとはいへ、その實績に至つては異に示した就學率、中途退學率等よりして容易に推察し得るが如く、決して満足すべきものでない。左に一九三二年三月末英領印度に於ける初等學校數兒童數及び直接初等學校のために要した一ケ年の經費を摘記しよう。

認定初等學校	初等學校數兒童數及經費 (一九三二年)
同 兒童數	二〇一、四七〇校
同 經費年額	九、四五四、三六〇人 ^(註一)
同	八一、二六〇、二九〇ルピー ^(註二)

(The Indian Year Book, 1934-5, p. 4a)

- 註 一、この児童数の中には中學校附設の初等學校児童数を含まず。
 二、この經費は之を財源關係より見れば
- | | |
|-------|-----------|
| 國費より | 五一・六パーセント |
| 地方費より | 三〇・八 |
| 授業料より | 八・三 |
| 其他より | 九・三 |
- となつてゐる。右は一九二九年英領印度平均比率であるが、各州により、又各年度によつてこの比率は當然異なつて来る。

註

本調査に於ける主なる参考書は左の如くである。特に統計については引用書を個々に明示した。

- Paul Monroe: *Cyclopedia of Education*, 1925
 F. Percy: *The Year Book*, 1932
 ibid, 1937
 The Indian Year Book, 1934—35
 The Statesman's Year Book, 1941
 Columbia University: *Educational Year Book*, 1937

Inter-University Board, India: *Handbook of Indian Universities*, 1938

G. Hertz: *Das Britische Erziehungswesen in Indien*, 1932

尙其の他部分的に参考とした本に左の如きものがある。

Universities Year Book, 1935

東亞研究所 イギリスの對印度教育政策

矢内原忠雄著 帝國主義下の印度

以上の参考書を本調査の内容と照會して参考としたる個所を大略指摘すれば左の如くである。

「印度概説」に於ては *The Year Book of Education* (1937), *The Indian Year Book*, *Statesman's Year Book* を主として参考し、「教育の沿革」は *Cyclopedia of Education*, *The Year Book of Education* (1932), の二書に掲載せられたる印度教育史を睨み合せ、更に *The Indian Year Book* 所載の一部を追補したものである。「大學及高等教育」に於ては *Handbook of Indian Universities*, *Indian Year Book*, を主として参考とし、「中等教育」に於ては *The Year Book of Education* 1932, 1937), *Indian Year Book*, *Cyclopedia of Education* を、「初等教育」に於ては *The Year Book of Education* (1932), *Das Britische Erziehungswesen Indien*, *Cyclopedia of Education*, を主なる参考書として使用した。尙全體の構想を考ふるに當つては東亞研究所の「イギリスの對印度教育政策」を参考とした。

(岡田準次)

南方圏の教育終

昭和十七年十二月二十日 初版印刷
昭和十八年一月一日 初版發行

(出文協承認)
あ 330157
〔5000 部發行〕



南方圏の教育
定價三圓八十錢

文部省
内外教育研究会

著作者	加藤 恂二 郎
發行者	草村 松雄
印刷者	渡邊 丑之助
配給元	日本出版配給株式會社

發行所

東京市赤坂區田町七丁目三番地
龍吟社
電話赤坂(48)一九三・三四〇・三四一
振替口座東京七〇〇〇番
會員番號第一四〇〇一二號

1292-71

龍吟社重版圖書

資源と鑑賞 **南方の生態**

高嶋春雄
松崎直枝
外三氏共著

B6判 三六〇頁
定價 二・三〇
送料 一五

農村に於ける **青年教育**

—その問題と方策—

東京帝大
岡部教育研究室著

A5判 六七〇頁
定價 九・〇〇
送料 三〇

訓導の生活

眞島豹吉著

B6判 三六四頁
定價 二・五〇
送料 一五

慶修 **大日本詔勅通解**


再増補版
森清人著


B6判 一〇三頁
定價 五・五〇
送料 三〇

歴代御製集 謹訂版

文部省國民精神
文化研究所編

A5判 二二〇頁
定價 二・〇〇
送料 一五





3
2